一二八六の三、与田山字定国一の八、一の一一から一の一三まで、二の二、二の三、一六の二、一六の四、一七の二、七七の二、七七の四から七七の六まで、一〇〇の三から一〇〇の六まで、一〇三の二、字森兼二二〇の二から二二〇の八まで、二三七の五、二四一の三、二四一の四、二四一の六、二四一の八、二五三の二、二五三の三、二五五の二、二五五の四、二七三の二、二七三の五、二七三の七、二七三の一〇、二九〇の三、二九〇の四（次の図に示す部分に限る。）、二九〇の五から二九〇の一一まで、二九〇の一五、二九一の二、二九一の三、二九三の二（次の図に示す部分に限る。）、二九三の三から二九三の三三まで、二九三の三六、二九三の三七、三八九の二から三八九の四まで、四五〇の三、四五一の三、四六七の四から四六七の六まで、四六七の八から四六七の一〇まで、四六七の二〇、四六七の二八、四六七の三四、四六八の四から四六八の三三まで、四六八の三五、四七〇の四から四七〇の七まで、四七二の三、四七三の三、四七九の二から四七九の五まで、四七九の一三から四七九の一八まで、四七九の二一、四九五の八、四九五の九、四九五の一二、四九五の一二、字行成六五六の五から六五六の七まで、六五六の九、六五九の三、六六三の三、六六七の四、六七〇の四、六七一の五、六七一の七、六七二の七、六七二の九、六七三の八、六七三の九、六七四の六から六七四の八まで、字乗次六八三の二、六八三の三、七〇〇の三、七一一の二、七二七の四、七二七の六から七二七の一〇まで、七二八の四、七二八の五、七五四の二、字天王一一六〇の五、一一六〇の六、一一八八の二、一一八八の四、一三三〇の三、一三三〇九の三（次の図に示す部分に限る。）、一三三〇九の四（次の図に示す部分に限る。）、一三三〇九の五、一三三〇九の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥帰来一〇九七から一〇九九まで、一一〇〇の一、一一二九、一一三一から一一三三まで、一一三六から一一三八まで、一一四〇から一一四七まで、一一五一、一一六二の一、一一六五、一一六六・一一六八の一・一一六八の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一一七二の一、一一七二の三、一一七三、一一七五、一一七七、一一七八、一一八〇から一一八四まで、一一八五の一、一一八七の一、一一九〇、一一九三、字口船二五〇の一、二五〇の二、二五八の一、二五八の二、二五八の四、二五八の五、字山下一九二の九（国有林）、一一の三、一二の三（次の図に示す部分に限る。）、一二の四、一二の五（次の図に示す部分に限る。）、一二の六、一二の八、一二の九（次の図に示す部分に限る。）、一三の二から一三の四まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一三の七、一三の八、一三の九・一三の一〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一三の一一、一四の二、一四の四から一四の六まで、一四の七（次の図に示す部分に限る。）、一四の八、一四の九、一四の一〇（次の図に示す部分に限る。）、一四の一一から一四の一三まで、一五の四から一五の八まで、一六の二、一六の三、一六の五から一六の一二まで、一八の二から一八の九まで、一九の二から一九の一九まで、二〇の二から二〇の一一まで、二〇の一五から二〇の一七まで、二〇の二〇から二〇の二八まで、二二の三〇から二二の三三まで、二二の三、二七の四、二七の七、四〇の二（次の図に示す部分に限る。）、四〇の一七、一九二の六、一九二の七、一九二の一〇、一九二の一五、字宮奥九五九の四、一〇〇〇の二、一〇〇四の二から一〇〇四の四まで、一〇〇五の三、一〇〇五の四、一〇〇五の五（次の図に示す部分に限る。）、一〇〇七の六（次の図に示す部分に限る。）、一〇〇八の二、一〇〇八の三・一〇一三の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字友村二の一、六の一、一三九、一四〇の二、一四〇の三、一四一の二、一四八の二、二〇五の二、二五八の二、字薄木五七九の二（国有林）、五二三の一、五二四の一、五三七の二、五三九、五四〇、五五九、五六〇の一、五六〇の二、五六一、五六二の一、五六二の二、五六四の四、五六六、五六九の二、五六九の五、五七二、五七三、五七六、五七七、五七九の一、五八〇、五八三の一、六一九の一、六二二、六二三、六七八の二、七一九、七二〇、字友国八二〇の二、八二二、八二四の一、八二五の一、八二五の二、八二九の一、八三〇の一、八三〇の三、八三一、八三五の一、九五八、九六〇、九六一、九六二の一、九六二の二、九六三、九六九、九七〇の一、九七〇の三、九七〇の四、九七四の一、九七五の一、九七六の一、九七八の三、九七九、九八〇の一、九八四、九九〇、九九二、一〇〇九の二、一〇〇九の三、一〇〇九の五、字狩居川一一七九の五（国有林）、一〇九二の二、一〇九二の三、一〇九二の五、一〇九二の七から一〇九二の一〇まで、一〇九二の一二、一一六三の二、一一七九の一、一一八二の一、一一八九、一一九〇、一一九一の一、字塩田一二九〇、字宗心一九三九の七三・一九三九の七四（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・一九三九の三五・一九三九の五二・一九三九の七二（以上三筆国有林）、一八八二、一八八三の一、一九二六、一九二八、一九三九の一（次の図に示す部分に限る。）、一九三九の二三から一九三九の二五まで、一九三九の二六から一九三九の二八まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一九三九の三一、一九三九の三六、一九三九の三七、一九三九の三八から一九三九の四〇まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一九三九の四一、一九三九の四二、一九三九の四三（次の図に示す部分に限る。）、一九三九の四四、一九三九の四六（次の図に示す部分に限る。）、一九三九の五一、一九三九の五三から一九三九の五七まで、一九三九の六一、一九三九の六三から一九三九の六五（次の図に示す部分に限る。）、一九三九の七〇、一九三九の七一、二〇二八の一、字城泉四一七の四、四一七の六、字久詰三一七〇、三一七二、三一七四、三一七五、三一七八、三一八五から三一八九まで、三二一三、三二一六、三二一七、字森兼二三七の五、二四一の三、二四一の四、二四一の六、二四一の八、二五三の二、二五五の四、二七三の七、二七三の一〇、二九〇の三、二九〇の四、二九〇の五から二九〇の一一まで、二九〇の一五、二九三の二（次の図に示す部分に限る。）、二九三の三から二九三の三三まで、二九三の三六、二九三の三七、字天王一一六〇の五、一一六〇の六、一一八八の二、一一八八の四、一三三〇八の三、一三三〇九の三、一三三〇九の四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁及び東かがわ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第四百九十一号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

屋合沢

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県伊那市長谷黒河内字樋の久保八〇三番五地内四等三角点樋の久保を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和四十一年建設省告示第三千九百三十七号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一九度五九分四〇秒　一号

標柱一号から一五五度三五分一三秒　二号

標柱二号から二〇一度〇六分四九秒　三号

標柱三号から二九九度三七分三〇秒　四号

二六七・五八五メートルの地点